別紙第２

通勤手当認定簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  氏名 |  所属 | 事実発生年月日 | 　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| □ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 | 　　算出式 | 提出年月日 | 　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 平均１箇月当たりの通勤所要回数 回 | 受理年月日 | 　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  | 順路 | 算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 | 定期券回数券その他の　別 | 運賃等の額の算出基礎 | 運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。) | １箇月当たりの運賃等の相当額 | 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間 | 取扱者認　印 | 支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可） | 備　考 |
| 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称 | 利用区間 | 回数券その他 | 定期券 | 回数券その他 | 定期券 |
| 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者 | １ |  |  |  |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円  | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
| 改正 |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円 | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |
| ２ |  |  |  |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円  | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
| 改正 |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円 | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |
| ３ |  |  |  |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円  | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
| 改正 |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円 | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |
| ４ |  |  |  |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円  | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
| 改正 |  |  | 円 | 円（　 箇月） | 円 | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |
|  １箇月当たりの運賃等の相当額の合計額 | a円 | 年 　月 日改正 | 円 | 年 月 日改正 | 円 |
| 自動車等使用者 |  | 円 | 年　　月から年　　月まで |  |  |  |
| 条例第１０条第２項第２号イの額　（四輪自動車以外　　使用距離　 　 ． ㎞） | 改正 | 円 | 年　　月から年　　月まで |  |  |
|  | 円 | 年　　月から年　　月まで |  |  |  |
| 条例第１０条第２項第２号ロの額　（四輪自動車　　　　使用距離　　　． ㎞） | 改正 | 円 | 年　　月から年　　月まで |  |  |
| 普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者　規則第８条の４ □第１号 □第２号 □第３号 | １箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額 | b円 | 年 　月 日改正 | 円 | 年 　月 日改正 | 円 |
| １箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円（規則第９条の２に規定する職員にあっては、70,000円）を超えるとき | （a又はb）－55,000円（規則第９条の２に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ）の2分の１の額（20,000円を超えるときは20,000円） | C円 | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
| （55,000円＋c）　　　　　　　　　　 　**×［　　　箇月］＝　　　　　円** |

　※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「　　年　月まで」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 定期券回数券その他の　別 | 特別運賃等の額の算出基礎 | 特別運賃等相当額 |  | 橋等の認定期間 | 取扱者認　印 | 支給月（支給月に○印を付す）（毎月の場合は省略可） | 備　考 |
| 回数券その他 | 定期券 | 回数券その他 | 定期券 |
| 条例第10条第５項適用職員の特別運賃等の額 |  |  |  | 円 | 円（　 箇月） |  | 年　　月から年　　月まで |  | １ ２ ３ ４ ５ ６７ ８ ９ 10 11 12 |  |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | 任命権者の確認・決定（改定）欄 | 備考 |
| 支給額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 年　　　月　　　日職　　　氏名 　 　 印 |  |
| 年　 月 　日改正 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 年　　　月　　　日職　　　氏名 　 　 印 |  |
| 年　 月 　日改正 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 年　　　月　　　日職　　　氏名 　 　 印 |  |
| 決定事項 | 条例第10条第１項　該当・非該当□該当　（□規則第５条）□非該当 理由 |  | 返納事由規則第20条の２第１項 | 返納事由発生年月 | 返納対象普通交通機関等（新幹線鉄道等、橋等） | 払戻金相当額（規則第20条の２第３項の額）の算出基礎 | 払戻金相当額（規則第20条の２第３項の額） | 取扱者認　印 | 備　考 |
| １ | □ 第１号　□ 第３号□ 第２号　□ 第４号 |  |  |  | 円 |  |  |
| 手当額の決定□条例第10条第２項第１号□条例第10条第２項第２号イ □規則第８条の３（通勤所要回数　　回）□条例第10条第２項第２号ロ □規則第８条の３（通勤所要回数　　回）□条例第10条第２項第３号　　　規則第８条の４ 　　□第１号　□第２号　□第３号条例第10条　□第４項 □第５項 |
| ２ | □ 第１号　□ 第３号□ 第２号　□ 第４号 |  |  |  | 円 |  |  |
| ３ | □ 第１号　□ 第３号□ 第２号　□ 第４号 |  |  |  | 円 |  |  |
| １箇月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円（規則第９条の２に規定する職員にあっては、70,000円）を超えていた場合規則第20条の２第２項第２号の月数と人事委員会の定める額（算出基礎） | 月 | （算出基礎） | 円 |  |  |
| 月 | （算出基礎） | 円 |  |  |

　※　特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「　　年　月まで」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。